助け合い、支えあう「年金」ってとっても大事
～国民年金の免除制度～

問合せ先 市民保健課国保年金係（窓口③）☎㉒3922

20歳になると、学生であっても日本国内に住む方は公的年金に加入して国民年金保険料を納める義務があります。ただし、経済的に保険料納付が難しい場合、免除・猶予される制度があります。

（令和5年度の国民年金保険料月額は16，520円です。）

※免除・猶予をご希望の方は毎年申請が必要になります。

※学生納付特例制度は、4月が申請開始月になりますのでご注意ください。

◇学生納付特例制度

4月から翌年3月を1年度とし、学生本人の前年所得に基づき、承認されると保険料納付が猶予されます。

特例を受けられる所得の目安

128万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除額等

手続に必要なもの

年金手帳（令和4年4月以降は基礎年金番号通知書が発行されます。）、在学期間がわかる在学証明書、又は学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む）の写し

◇保険料免除・納付猶予制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得が一定額以下の場合や、失業した場合など、保険料納付が経済的に困難な場合は、承認されると保険料納付が免除になります。

免除となる所得の目安

前年所得が次の計算式で計算した金額以下の場合

(1)全額免除

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

(2)4分の3免除

88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

(3)半額免除

128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

(4)4分の1免除

168万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

(5)納付猶予制度

（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、承認されると保険料納付が猶予されます。

手続に必要なもの

年金手帳（令和4年4月以降発行のものは基礎年金番号通知書になります。）、本人・配偶者・世帯主が離職した場合、雇用保険受給資格者証の写し又は雇用保険被保険者離職票等の写し

◇未納のままにしておくと

障害や死亡等の不慮の事態が発生したとき、障害年金・遺族年金が受けられない場合や老齢年金を将来的に受けられない場合があります。

国民年金保険料は納付書で納めることができますが、まとめて納付するとお得になる前納制度や、納め忘れが少なく、便利な口座払いもありますので、ぜひご利用ください。

問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1166

国民健康保険の手続はご自身で！

問合せ先
市民保健課国保年金係（窓口③）
☎㉒3922

3月から4月にかけては、就職や退職、住所変更などにより、健康保険が変更になることが多い時期です。

社会保険等の加入、脱退の手続は職場が行いますが、国民健康保険はご自身で手続をしていただく必要がありますので、切替忘れのないようご注意ください。

◎届出が遅れると

加入の手続が遅れると、保険証がないため医療機関での支払いが10割負担となります。また、国民健康保険税を数か月分まとめて納めなければならない可能性が出てきます。

なお、脱退の手続が遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に支払ってしまうこともありますので、ご注意ください。

◎学生用の保険証（毎年4月に更新手続が必要）

市外に住所を変更する学生のために、学生用の保険証を交付しています。該当する方は申請してください。

既に学生用の保険証を持っている方については、3月中に更新手続のお知らせを送付しますので、速やかに届出をお願いします。

～国民健康保険の手続チェックリスト～

□他の市町村から転入した →加入手続（必要なもの：身分証明書）	□他の市町村に転出する →脱退手続（必要なもの：身分証明書、国保の保険証）
□職場の保険をやめた（扶養含） →加入手続（必要なもの：身分証明書、職場の保険をやめた証明書）	□職場の保険に加入した →脱退手続（必要なもの：身分証明書、国保と職場の保険証又は職場の保険に入った証明書）
□大学等へ進学のために転出する →切替手続（必要なもの：身分証明書、国保の保険証、学生証か在学証明書）	□保険証をなくした →再発行手続（必要なもの：身分証明書）

※身分証明書は、顔写真付きなら1点（免許証、マイナンバーカード等）、顔写真がないものは2点（保険証、年金手帳等）必要となります。

犬の登録と狂犬病予防注射をお忘れなく

生後91日以上の犬を飼育している人は、犬の登録（生涯1回）と毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。

市では、次の日程で登録と集合注射を行います。

法律で定められている犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着用してご来場下さい。

犬の登録が済んでいる場合

予防注射のみ行います。

持ち物

愛犬手帳、案内はがき

集合注射料金 3，500円

犬の登録をしていない場合

会場で登録の手続きをし、予防注射を受けて下さい。

登録料金 3，000円

集合注射料金 3，500円

令和５年度　犬の登録と狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施場所	実施時間
4月11日（火）	板戸区集会所	9：30 ～ 9：50
	原田区駐車場	10：10 ～ 10：40
	外浦区集会所	11：00 ～ 11：20
	柿崎公民館	13：00 ～ 13：30
	須崎漁協	13：50 ～ 14：20
4月12日（水）	蓮台寺公会堂	9：30 ～ 10：00
	河内公会堂	10：15 ～ 10：45
	稲生沢公民館	11：00 ～ 11：30
	小山田公園横駐車場	13：00 ～ 13：30
	中１区集会所	13：40 ～ 14：00
	賀茂保健所	14：15 ～ 14：45
4月13日（木）	田牛バス停横	9：30 ～ 9：45
	朝日公民館	10：00 ～ 10：40
	大賀茂公会堂	11：00 ～ 11：40
	市民文化会館駐車場	13：30 ～ 15：00
4月14日（金）	落合防災倉庫前	9：30 ～ 9：45
	須原区民会館	10：00 ～ 10：20
	基幹集落センター	10：35 ～ 11：10
	北湯ケ野集会所	11：30 ～ 11：50
	横川・千代田屋前	13：40 ～ 14：00
	加増野バス停横	14：15 ～ 14：30

集合注射での注意事項

・お住まいの地区に関係なく、どの会場でも受けられます。

・お釣りのないようにご用意ください。

・逃走等を防ぐため、首輪やリードをして下さい。

・犬を制御できる方が、会場に連れてきてください。

・犬のフンの後始末をしてください。

・会場で注射が困難な犬（噛み癖がある犬等）や、期間中に行けない場合は、動物病院等で予防注射を受けてください。

・雨天でも実施しますが、警報発令や災害等により、事前通知することなく中止する場合があります。

動物病院で受ける場合

・愛犬手帳、案内はがきを持参の上、予防注射を受けてください。

・市内の宮川動物病院と、南伊豆町の南伊豆動物病院では、予防注射を受けた場合「狂犬病予防注射済票」の同時交付を行っています。

・注射済票が交付されない管外の病院で接種した場合は、環境対策課（清掃センター内）に注射済証明書、注射済票発行手数料（550円）を持参の上、必ず注射済票（骨型のマーク）の交付を受けて下さい。この交付を受けないと手続完了となりません。

※その他、犬の死亡や登録内容に変更が生じたときにも届出が必要です。

病気等により注射ができない場合は、動物病院が発行した注射猶予証明書を環境対策課（清掃センター内）へ提出してください。

犬の飼い主の皆さまへ

フンや鳴き声、におい等の苦情が寄せられています。フンは自分の敷地内で済ませましょう。また、散歩のときにはフンの処理道具を携帯し、必ず飼い主が持ち帰りましょう。

犬を放し飼いしてはいけません！

家では外へ逃げ出さないように飼い、散歩中は必ずひも（リード等）を付け、放さないようにしましょう。小型犬であっても、犬が苦手な人にとっては、放し飼いの犬は恐怖の対象になり得ます。自分のことだけでなく周りの人のことも考えた節度ある行動を心がけましょう。

必ず鑑札・注射済票をつけましょう。

首輪等に鑑札、注射済票を付けて下さい。万一、迷子になった場合や災害時に迷子札の役割も果たします。

※犬の未登録や予防注射の未実施、鑑札、注射済票の未装着は狂犬病予防法違反です。該当する場合は、20万円以下の罰金が規定されています。
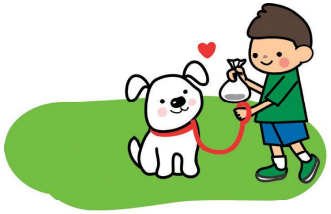
問合せ先
環境対策課環境保全係
☎㉒2213